平成２６年（フ）第１７７８号
大阪府寝屋川市香里北之町25―４、住民票上の住所大阪府寝屋川市寿町26番25号
債務者　角谷　　透
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８０４号
大阪市淀川区宮原５丁目６番６―213号
債務者　根本　宏道
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８４２号
大阪府東大阪市森河内東１丁目31番19号
債務者　稲葉　貴史
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９１０号
大阪市東成区中道２丁目15番５号　岡村マンション310号
債務者　廣瀬　　博
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９４８号
大阪府八尾市南本町２丁目６番28号
債務者　若林　孝次
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０２４号
大阪市住之江区南港東１丁目７番５―105号
債務者　竹地　千恵
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０４９号
大阪市此花区高見３丁目18番18号グローリ淀川501
債務者　稲葉　健一
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０７３号
大阪府門真市大池町４番７―403号
債務者　木嶋美奈子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０８２号
大阪市住吉区南住吉２丁目17番19号
債務者　濱田　純子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５６号
千葉県八街市東吉田478番地６
債務者　藤林　一雄
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第５７号
千葉県八街市東吉田478番地６
債務者　藤林とみ子
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第５９号
千葉県成田市西三里塚１番地1296　ＳＫハイツＢ―205
債務者　長谷川昌久
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第７０号
千葉県八街市文違301番地4522　ヴァンフルール203号室
債務者　仲野　高芳
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第７５号
千葉県成田市吾妻２丁目１番地１　１棟111号
債務者　森　　光敏
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第６６号
岡山県倉敷市連島町連島2545番地13
債務者　竹﨑　万智
1　決定年月日時　平成26年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第３３８号
さいたま市中央区本町東７丁目17番９号　牧島コーポ103号
債務者　中村庄三郎
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３８４号
さいたま市緑区大字中尾298番地１　プルミエール101、旧住所東京都葛飾区亀有１丁目15番32号
債務者　関根　友則
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２１２号
埼玉県ふじみ野市築地２丁目１番地９　テラスハウスＹＯＳＨＩＮＯ１号
債務者　有泉まゆこ（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで　さいたま地方裁判所川越支部